

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人小脇芳一、同古田進の上告理由第一点について。

原審は、被上告人の父 D は、昭和六年頃上告人の父 E の負債整理の際貸金の担保として F 方の家、屋敷を譲り受けたほか、本件土地三筆を、右 D の養子である被上告人名義で買い受け、爾来被上告人方で田畠の耕作を行なつてきたが、被上告人は D の死後、訴外 G を介して本件土地の登記手続を交渉した末、上告人の財産を管理していた同人母 H の承諾を得たので、司法書士訴外 I の手により登記手続を了したとの事実を認定しており、右事実認定は、拳示の証拠に照らし是認できる。すなわち、原審は、証拠により適法に本件土地が被上告人の所有に属するとの事実を認定しているのであつて、所論の本件土地が被上告人名義で登記されていることから同人の所有に属するものと推定せらるべきものである旨の原判示は、判決に影響のない判断であり、右判断を違法とする所論もまた、判決に影響を及ぼす主張とは認められない。それ故、所論は採るを得ない。（なお、登記簿の記載は、権利関係を表示する公の記載であるから、登記簿上被上告人において本件土地の所有権を取得した旨の登記が存する以上、本件土地は一応被上告人の所有に属するものと推定することは何ら違法ではない。また、所論引用の判例は、登記の推定力を権利関係変動の原因たる事実に限つて認めるものとした趣旨のものではなく、原判決は何ら右判例に反する点はない。）

同第二点について。

所論乙号各証の上告人 A の印影が上告人の印鑑によるものであるならば、特に反証のない限り、右上告人作成名義部分は真正に成立したものと推定することができ

る。しかるに、原判決は、被上告人が右登記に必要な手続一切を司法書士 I に委託し、右 I 司法書士は、昭和二元年一〇月初頃登記手続に必要な書類や上告人の印鑑届を作成した上、上告人の母 H から所要の箇所に上告人の印を押捺してもらつて、本件の各登記手続をしたものであることを認定しており、所論のように、被上告人が上告人の印鑑を勝手に使用して諸手続をしたものとは認めていないのである。しかば、原判決は、前記反証の認むべきものがないとして、所論乙各号証の上告人 A の印影が上告人の印鑑によるものである点に争がない以上真正に成立したと認めた趣旨と解することができる。それ故所論理由不備の違法は認められない。

同第三点について。

所論引用の判例は、所論のように伝聞証言の証拠能力を否定した趣旨のものとは解されないから、原判決は右判例に違反するものではない。そして原審が所論証人 J らの各証言を採用した点について、採証法則違反は認められない。所論は、ひつきよう原審の裁量に属する証拠の採否を非難するに歸し、採るを得ない。よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	下	飯	坂	潤
裁判官	高	木	常	七